

再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、「再生可能エネルギー特措法（注）」に基づいて制定され、太陽光、風力、バイオマスなどの自然の力を利用した再生可能エネルギーによって発電された電気を一定の期間・価格で電力会社が買取する制度として、2012年7月1日から開始されました。

また、電力会社が買取に要した費用（買取費用）は、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくために、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただいております。

（注） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

※令和4年4月1日より、「電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」から改正

再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担

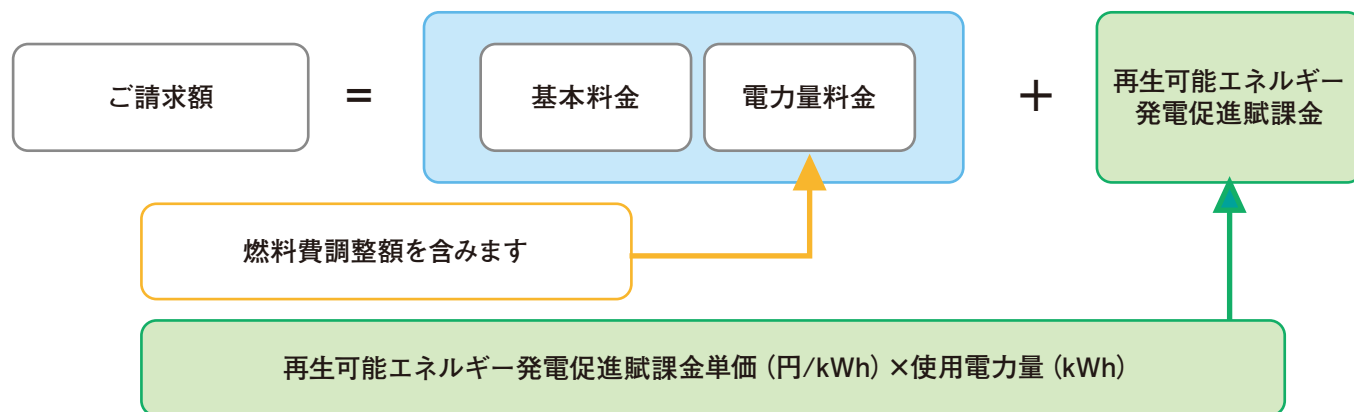
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、以下の算定方法により、全国一律の単価が算定され、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} = \frac{\text{当該年度における電気事業者の再生可能エネルギーの買取見込み総額} - \text{当該年度における回避可能費用（注）の見込み額} + \text{当該年度における費用負担調整期間の事務費見込み額}}{\text{当該年度における電気事業者の見込みそう販売電力量}}$$

（注） 電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取るにより支出を回避できた燃料費などの費用。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と毎月のご使用量に応じて算定し、電気料金の一部としてご負担いただきます。

■ 電気料金の算定イメージ（税込）



再生可能エネルギー発電促進賦課金単価のお知らせのページもご確認ください。